

# 平成17年度工事請負に係る 再苦情処理報告書

平成18年6月

横浜市入札等監視委員会

## 再苦情処理

### 1 再苦情申立

受付番号	申立日	相談日（委員会）	申立内容
1	平成18年1月16日	平成18年1月23日	災害協力業者に対する優先発注について

### 2 申立業者

所在地 区分	市 内
工種	土木
等級	A
社数	1

### 3 再苦情の趣旨、委員会の回答及び委員の意見

#### ○ 災害協力業者に対する優先発注について

<b>再苦情の趣旨</b>	<p>1 平成17年度災害認定業者が減少し、認定業者対象工事を10%から30%に増やすという事は入札の競争性、透明性、公平性について競争入札の本旨からはずれるのではないですか？（Cランク土木）</p> <p>2 土木Aに関して、災害協力業者に登載されている者であること。との条件は上記同様入札の競争性、透明性、公平性に欠けると思います。</p> <p>（平成17年10月11日公告の契約番号0512011083、工事件名「都市計画道路環状4号線（公田桂町地区）街路整備工事（その10）」）</p>
<b>回答</b>	<p>再苦情の趣旨1については、申立者の直接自己の利害にかかわらないことであることから、適正な本件再苦情申立に該当しないため、当入札等監視委員会として、当該申立部分は却下しました。</p> <p>再苦情の趣旨2については、本市から説明を受けた結果、条件付一般競争入札において災害協力業者に対する優先発注を行うことについては、「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱」に照らし、災害協力業者名簿に基づく適正な運用がされており、当入札等監視委員会として是認できるものであることから、再苦情申立については、理由がないと判断しました。</p> <p>[根拠]</p> <p>横浜市は、平成16年度の条件付一般競争の導入に伴い、地域に貢献した企業に対するインセンティブとして、工事成績優良者や災害協力業者に対する優先発注を行うこととしています。</p> <p>その根拠は、「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱」第23条において、「市長は、発注する工事ごとに次の各号に定める事項を、一般競争入札（条件付）に参加できる者の当該工事に係る入札参加資格又は共同企業体の構成員の入札参加資格として設定することができる。」とあり、入札参加資格の設定について規定しています。</p> <p>さらに、同条第13号において、「災害協力業者」を規定しています。</p>
<b>委員の意見</b>	<p>※ 委員からは、当入札等監視委員会の審議事項ではないが、次のような意見もありました。</p> <p>「災害協力の意思があるのに、災害協力業者に入れない一般の建設業者に対するなんらかの対応が必要ではないかとの意見。」</p>